

審 査 基 準

平成 2 1 年 2 月 2 6 日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第 6 条第 3 項
処 分 の 概 要：保管場所標章の再交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 8 条（保管場所標章の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：当該場所を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部交通部交通規制課規制第一係 （ 0 8 8 - 6 2 2 - 3 1 0 1 内線 5 1 7 3 ） 警察署交通課
備 考：